

九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件（学位論文）

平成25年4月10日

学術情報委員会決定

（目的）

1. 九州工業大学学位規則第20条の規定に基づき、博士論文全文等の公表について、九州工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第9条第3項に規定される博士の学位を授与された者が行う博士の学位を授与した大学の協力を得てインターネットの利用により公表を行ったものとするなどについて必要な事項を定めることを目的とする。

（電子的公開）

2. 九州工業大学附属図書館（以下、「図書館」という。）は、電子化された博士論文全文等（以下、「博士論文」という。）をサーバ上に複製し、その複製物をネットワークを通じて公開する。
3. 博士論文は、情報ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
4. 博士論文は、書誌的情報等により検索可能とする。

（博士論文の利用条件）

5. 図書館は博士論文の利用に際し、次の事項を遵守する。
 - (1) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、4.で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
 - (2) 著作者名及び著作権の表示を行う。
 - (3) 公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明記する。
6. 博士論文の送信範囲は、九州工業大学学内及び学外とする。
7. 博士論文の公開対象は、著作物全体とする。
8. 博士論文の利用についての対価は無償とする。
9. 図書館は、利用者が博士論文を利用した結果について、その責任を負わない。

（国立国会図書館への送信）

10. 図書館は、国立国会図書館からの通知に基づき博士論文データを送信し、同館は、国立国会図書館法及び著作権法が定める範囲において、閲覧、複写等の利用に供する。

（著作物の利用許諾等）

11. リポジトリ登録許諾者（以下、「許諾者」という。）は、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館及び国立国会図書館に利用を認める。
12. 許諾者以外に著作権者が存在する場合は、許諾者はあらかじめ他の著作権者から利用許諾を得ておくこと。
13. 当該博士論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。

（利用許諾要件の変更）

14. 公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

（その他）

15. この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び図書館が別途協議することとする。

付 記

この要件は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。